調査票 1

都道府県・ 政令指定都市名	44 大分県

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局	部課	! (室)	名		県民生活	男女共	同参画課				
担	当	職	員	数		6	人	(専任	人、兼任	6	人)	

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名						称	大分県男	女共同	参画推:	進本部					
設	置年	月	日	•	根	拠	平成	13	年		4	月	1	日	根拠:大分県男女共同参画推進本部設置規程(訓令甲
長	0	כ	:	役		職		知事							

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会	議	の	名	称		大分県	男女共	同参画審議会	È			
設	置	年	月	日	平成	14	年	6	月	1	日	
構		成		員		19	人	(女性	11	人、男性	8	人)

4 男女共同参画に関する計画

	17 WILL										
	計画期間	平成	28	年	4	月	~	33	年	3	月
名	称		第4次	おおいた	男女共同参	画プラ	ン				
改定・見直	しの予定時期	平成	33	年	3	月			日		← 未定の場合はOをつけてください。
関する法律	業生活における活躍の推進に 聿(以下「女性活躍推進法」とい 進計画と一体である	0	※いずれ	か1つに〇を	どつけてください。						
七州 江勳·	⊭准注の堆准計画と別に作成										

5 男女共同参画に関する条例

カスストリンドに対する不ら												
有の場合		名		称				大分県男女	大共同	参画推進	条例	
		公	布	H		平成	14	年	3	月	29	日
		施	行	日		平成	14	年	4	月	1	B
	最	終	改	正	日	平成	21	年	4	月	1	B
		改	正内	容		者		オレンス防」 出制度の創		かる規定	の追加、県民	足及び事業
	改正が予	定され	れてい	る場合	1、改正予定	E時期:	平成		年		月	
無の場合	Ħ	制定等	につし	ハて検	討中(状況	を具体的	(C)		•		•	
※ どちらかに〇を つけてください。	#	寺に検	討して	こいな	LN .	•			•	·	•	

調査時点コードを以下より選択してください

								调且时从	J-11-E	以下より送	がしてくだっ	-01	
議:	会等委員への女性の登用				1:平	成29年4.	月1日	2:平	成29年5	月1日	3:その他:	平成29年	∓3月31日
	目標値		平成	32	年度まで	60	%	平成		年度ま	で	%	
	根 拠			第42	欠おおいた男	女共同参	画プラン(.	上記目標値は、「	女性委員の	割合が4割以	上の県の審議会	等の全体に	占める割合」
目標	票設定の対象である審議会等の範囲			2 法律若し	法第180条の5の規 (はこれに基づく政令) 則、要綱又は要領等!	スは大分県条例	の定めるところに	より設置されている附	属機関				
ㅁᄪ	震設定の対象である審議会等における登用料	- :4	調査	時点コード	3	審議	会等数(117)うち女性	生委員を含む	審議会等数(115)
口标	R設定の対象でのる番談云寺における豆用1	N DC		延総	委員等数(2,000)延女情	生委員等数(748)	女性比率(37.4)
地方	自治法(第202条の3)に基づく審議会等における	登用状	調査	時点コード	3	審議	会等数(64)うち女性	生委員を含む	審議会等数(64)
況				延総	委員等数(1,319)延女情	生委員等数(503)	女性比率(38.1)
法律	又は政令により地方公共団体に置かなければな	らない	調査	時点コード	3	審議	会等数(37)うち女性	生委員を含む	審議会等数(37)
審議	会等における登用状況(*)			延総	委員等数(699)延女情	生委員等数(222)	女性比率(31.8)
地方	5自治法(第180条の5)に基づく委員会等に	おける	調査	時点コード	3	審議	会等数(9)うち女性	生委員を含む	審議会等数(9)
登用]状況			延総	委員等数(57)延女情	生委員等数(16)	女性比率(28.1)
	目標値以外の目標設定						女性	委員のいな	い審議会	会等の解消	i		
	人材名簿作成の有無		有	0	(公表	0	・非公	表) •無	ŧ	作成	予定有	
女性	人材名簿が有る場合		掲載人	数 290	人	(平成	28	年	2	月現在)		
登			人材育	成事業の	実施の有無	7	有	- 無	0				
用方	その他		委 員	の公募	1	7	有 〇	•無					
策	て の 他		そ	の他									

注(*) 平成29年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの

(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市)) :**公務員の採用・発用状況**

女性公務員の	採用•登用状況							調査時点	コードを以	下より選	択してくださ	:(\	
(1)-1管理職の	在職状況							1:平	成29年4月	1日	その他:	平成 年月	日
		管理職総	数(※)					女	性管	理 職	の 内	訳	
			うち女性	女性比率	部局長相	当職		次長相当	職		課長相当	職	
		(人)	管理職数 (人)	(%)	(人)	うち女性	女性比	(人)	うち女性	女性比	(人)	うち女性	女性比率
		(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	数(D)	率	(E)	数(F)	率	(G)	数(H)	
本庁	計	337	18	5.3	28	2	7.1	40	2	5.0	269	14	5.2
7471	うち一般行政職	260	17	6.5	19	2	10.5	38	2	5.3	203	13	6.4
支庁・地方事	計	292	27	9.2	11	0	0.0	34	3	8.8	247	24	9.7
務所等	うち一般行政職	174	12	6.9	0	0		25	2	8.0	149	10	6.7
全体	計	629	45	7.2	39	2	5.1	74	5	6.8	516	38	7.4
土件	うち一般行政職	434	29	6.7	19	2	10.5	63	4	6.3	352	23	6.5
再掲	警 察 関 係	115	1	0.9	20	0	0.0	0	0		95	1	1.1
門門	教育委員会	51	6	11.8	1	0	0.0	8	2	25.0	42	4	9.5

注(※) 管理職総数の欄は自動計算されますので入力しないでください。

(1)-2職務上の地位別職員在職状況

調査時点コードを以下より選択してください

		選扎	尺してくださ	い	その他:	平成 年月	日
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率	係長相当職(人)	うち女性 数 (人)	女性比率
本庁	計	673	84	12.5	841	178	21.2
1	うち一般行政職	546	71	13.0	594	158	26.6
支庁·地方事	計	797	107	13.4	1,067	301	28.2
務所等	うち一般行政職	431	45	10.4	486	129	26.5
全体	計	1,470	191	13.0	1908	479	25.1
土体	うち一般行政職	977	116	11.9	1080	287	26.6
再掲	警 察 関 係	240	14	5.8	568	75	13.2
1-7 JEJ	教育委員会	118	17	14.4	89	23	25.8

(1)-3新規昇任者数

平成28年4月1日~29年3月31日

·/ UMI/NUT II	H 200						1 /30=0	ナラノノ・日	E0071	- H
		課長相当職	つち女性	女性比	課長補佐 相当職	うち女性	女性比	係長相当職	つち女性	女性比
	計	(人) 54	数 (人)	率 5.6	(人) 65	数(人)	率 16.9	(人) 47	数(人)	率 29.8
本庁	うち一般行政職	41	2	4.9	60	11	18.3	42	14	33.3
支庁・地方事	計	34	3	8.8	81	19	23.5	101	25	24.8
務所等	うち一般行政職	17	1	5.9	30	8	26.7	38	10	26.3
全体	計	88	6	6.8	146	30	20.5	148	39	26.4
	うち一般行政職	58	3	5.2	90	19	21.1	80	24	30.0
再掲	警察関係	20	0	0.0	30	1	3.3	51	7	13.7
13359	教育委員会	9	1	11.1	9	1	11.1	2	1	50.0

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項 考慮要素としている事項すべてに〇を記入してください。

<u>'/ '77 LI</u>	. 7 710	7 4.	コックマ	MEA.395.71	4 C 4	ソテクリ	つんシスス		マテフィフ	* C C C	10/00/12/2018
	勤務	昇 試	任験	昇 試	挌 験	部局等の	経 験	遠隔地 での長 期研修	遠隔地での	本人の希	その他(具体的にご記入ください)
	成績			面接のみ		推薦	平 奴		勤務経験	望	C
課長級	0		0			0	0				
補佐級	0		0		0	0	0				
係長級	0		0		0	0	0		0		

٠ <u>٠</u>	V) 14	JI IH IP	**************************************		794-0 1 1/3		0/301
					全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性受 験率 (%)
1	昇	任	試	験	1,280	136	10.6
E	昇	格	試	験	9	6	66.7

(**2)女性公務員の採用状況** 平成28年4月1日~29年3月31日

			総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率(%)
	全体		331	126	38.1
		うち 上級	248	87	35.1
	うち一般行政職		150	63	42.0
		うち 上級	133	56	42.1
	うち警察関係		88	15	17.0
1		うち 上級	56	8	14.3

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

※複数の施設がある場合、2件目以降は、次のシート(調査票1(2))に記載してください。

名 称	大分県消費	生活・男女	共同参画	プラザ				愛称・通称 フ	アイネス			
設置年月日	平成	15	年	4	月	1	日	施設形態	単独施設	0	複合施設	
	郵便番号:	870-0037	1	住 所	: 大分県	大分市東春	日町1番1	号				
所在地等	電話番号:	097-534-	4034	FAX番	号:	097-534	-0684					
	ホームページ	:http://wv	ww.pref.oita	.jp/sosh	iki/13040	<u>)/</u>						
	1. 施設管理	O	直営(担当	4部局名	: 生活環	境部)
管理·運営主体			指定管理	者(名称	:)
※1~2について、該当するものにOをつけ、記入してくださ			その他()
い。	2. 事業運営	6 O	直営(担当	4部局名	: 生活環	境部)
			指定管理	者(名称	:)
			その他()
職員数	常勤	20	人、	非常勤		人	予算額	平成29	年度	157,350	1	千円
主な事業	* 実i O 1.					記入してくた		= 4 同)				`
工な事未	O 1.	温本(主な							講座」、デートDV!	よい ヤミナ	_)
	O 3.					DV相談、男			#7/L3() D	,,,		,)
男女共同参画・女性に 関するもの	O 4.	情報収集	・提供(主な	事項:	展示情	報コーナーの	の設置、図]書・視聴覚教	対材の貸出し)
[×, 7 · 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	O 5.							く申出の処理	1)
	O 6.					間ワークシ)
	O 7.					主な事項:	NPOE	の協働による	DV啓発)
	8.		・海外派遣			する意識調	杰)
	O 9. O 10.					i 9 る息誠調 ための託児 [:])
	O 10.	ての他(ヨ	こは 尹垻:	関さた	・女性の	になりひり記して	, —LX					,
L	U											

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

ſ	名 称						基金·基本財産額	千円
I	設置年月日	平成	年	月	日	出資者		

10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の	○ 有 名称等:大分県女性団体連絡協議会		16	
有無	無	会 員 数	不明	
地方公共団体からの助成・委託	有			
事業実施の有無	O 無			
	〇 1. 定例会議(情報交換会等)の開催			
活動内容	〇 2. 機関誌の発行			
※実施しているものに	3. 広報啓発パンフレット作成			
○をつけてください。	4. その他 (内容:)

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに〇をつけてください。

- 〇 1. 担当者連絡会議の開催
- 〇 2. 市町村職員研修会の開催
- 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催
- 〇 4. 関係情報の収集提供
- 〇 5. 審議会等女性登用の働きかけ
 - 6. 補助金等の交付 名 利 :
 - 概 要 :
- 12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに〇をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
 - 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
 - 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
 - 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

(2)女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
 - 2. 研修受講職員の男女比を配慮
- O 3. その他 内容: 育休中職員の研修受講を可能とし、研修中の託児サービスを実施(委託)

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

•	担当内(印/妹(主/別旨のガス大内多画・文任民体)・			
	事 項	28年度予算 (千円)	29年度予算 (千円)	備考
	関係予算総額(施設整備費を除く)	103,338	98,424	
	上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	##### %	0.01600 %	
	男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

4	公共	調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・パランス項目の設定状況 ※該当するものに〇をつけてください。	項目の設 定	国の取組に 準じた設定
	1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	0	
	2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
	3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定		
	4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(〇の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)		
		(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達		
		(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		
		(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定		
		(4) プロポーザル方式における評価項目の設定		
		(5) その他(内容:)		

↓ 上記1~4で「○」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

			工事の競 争参加資 格審査に おける男 女共同参	資格審査に おける男女 共同参画 等の項目	式の一般 競争入札を	参画等の
	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得				
	2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	0			
	4	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
B	(5)	役員に占める女性割合に関する項目				
具体的	6	管理職に占める女性割合に関する項目				
的項	7	役員や管理職への女性の登用促進のための 取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
目	8	仕事と育児・介護を両立するための取組 (法定以上の育児・介護休業制度等)				
	9	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	10	短時間正社員制度の導入				
	11)	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	12	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
	13	その他				

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

/	问を囲すさ作足している正未の立然 配足 配皿、収や耐及の状況		
		企業の登録・認定・ 認証制度	企業の表 彰制度
	実施の有無	0	0
1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進 法に基づく「ユースエール」認定を取得		0
2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	0	0
4	管理職に占める女性割合に関する項目		0
			0
			0
7			0
8			0
			0
			0
12	その他		
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11		企業の登録・認定・認証制度 実施の有無 ○ 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得 2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象) ③ 役員に占める女性割合に関する項目 5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組 6 その他「登用促進等」に関する項目 7 仕事と育児・介護を両立するための取組 8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組 9 短時間正社員制度の導入 10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組 11 ワーク・ライフ・パランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)

\rightarrow	「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称:	おおいた子育て応援団「しごと子育てサポート企業」(※次世代法に基づく一般事業主行
,	· 正木の豆跡 励足 励証前及」6700物目(共同17日前:	動計画策定企業の申請により認証)(2)
\rightarrow	「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称:	おおいたワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰(2)(7)(8)(9)
	「止未の衣影削及」有りの場合、具体的石材:	おおいた女性活躍推進事業者表彰(1)(2)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(11)

※具体的名称の後に()を付し、当該()の中に該当する選定等の基準番号を記入してください[例→●●表彰(1)、△△表彰(8、10)など]

16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

۱	1 ある	0	\rightarrow	女性活躍推進法第23条の「協議会」に 該当する場合、その具体的名称	女性が輝くおおいた推進会議
	2 現在はないが、今後検討する			その他の場合、その具体的名称	

17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目 的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	〇 有 名 称 おおいた男女共同参画プラン年次報告 無	
公表周期	1 年 不定期	
公表主体 ※該当するものに Oをつけてください。	〇 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者	
	4. その他)

18 平成29年度実施予定事業 ※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

名 称	事業内容等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・機関誌の発行 ・	事業の内容・募集及び各種行事等の周知を図るため、「アイネスホッ通信」を発行(年4回)		4月~3月
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ホームページによりアイネスの事業及び行事の周知を図る 街頭で相談カード・チラシ等の配布 街頭で相談カード・チラシ等の配布 パープルライトアップ 情報誌に広告掲載		通年 6月 11月
・ ・アイネス男女共同参画フェスタ ・	講演会、ワークショップ、写真企画展示、パネル展示等の実施		6月
2. 表彰 ・ おおいた女性活躍推進事業者表彰 ・	女性の登用や働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む 事業者を表彰		2月
・ 女性のチャレンジ賞 ・ 女性のチャレンジ賞	起業やNPO活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている 女性(団体)を表彰		
3. 講座 ・女性活躍推進セミナー ・女性が輝くいきいきセミナー ・男女共同参画地域・企業・若年者・団塊 ・DV防止啓発研修 ・		300人	4月~3月 7月~3月
・ ・デートDV防止セミナー ・DV予防教育指導者研修 ・		2, 500人 50人	4月~3月 4月~3月
 4. 相談事業 ・ 女性総合相談 ・ DV相談 ・ 男性総合相談 ・ 総合相談法律相談会 ・ DV相談法律相談会 ・ 県民相談 	女性全般に関する相談 相談員によるDV相談 男性全般に関する相談 女性及び男性総合相談について、弁護士による相談対応 弁護士によるDV相談 県民の様々な悩みに対し、相談員が対応		通通通月1回 年年回回年
5. 情報収集・提供 ・展示情報コーナーの設置 ・図書、視聴覚教材等の貸出し ・	男女共同参画等に関する資料、図書等の閲覧 男女共同参画等に関する図書、DVD等の貸出し		通年通年
6. 苦情処理 ・男女共同参画についての申出	大分県男女共同参画推進条例に基づく申出の処理		通年
7. 交流促進			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 女性の権利110番 ・	弁護士会主催の女性の権利全般に関する弁護士無料法律相談の 会場等準備		6月
・DV防止啓発研修(再掲) ・	医療・消防・福祉関係等、被害者の発見等初期の支援に携わる 可能性の高い者に対する研修	300人	7月~3月
9. 国際交流·海外派遣事業 •			
10. 調査研究 ・ 女性の活躍に関する意識調査 ・	無作為抽出による20~50歳代女性及び企業に対して意識調査 を実施		6月~11
11. その他 ・働きたい女性のための託児サービス ・	子育て中の女性を対象にハローワーク等での求職活動を支援 するため託児を実施		通年

19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

※該当する時点の番号にOをつけてください。

	1. 1 /%20 T 1/1 T		
議 会 名	大分県議会		
問1. 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)がありますか。1~3のいずれか一つを選択してください。		55 1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正 当な欠席事由と認めている。	
		3. その他(欠席の例がない, 不明等)	
問2 <u>問1. で、1を選択した場合</u> におイ 「欠席事由として明記した規定」とは、ど	のような規定ですか。1~3	1.標準都道府県議会会議規則と同様。	
のうちいずれか一つを選択してください。 ※標準会議規則については下記を参照してください ※標準会議規則と、全く同じでなくても、条文の構造が同じであれ 「同様」を選択してください。		2.標準市議会会議規則又は、標準町村議会会議規則と同様。	1
		3.その他	

【参考】 標準都道府県議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならな

標準市議会会議規則 第2条 ② 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

標準町村議会会議規則 第二条

2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

問3. 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定はありますか。以下の事 由について1~3のいずれか一つを選択してください。

	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他
配偶者の出産	2
育児	2
家族の看護	2
家族の介護	2
疾病	1
その他 (具体的に事由を記載してください)	

規則 大分県議会会議規則第2条第2項 名

該当部分の条文(本文)を記入(または別添)してください。

「大分県議会会議規則」 第2条 2 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

都道府県名 44 大分県

31.8

699

0

女性委員0の審議会数

222

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に〇をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。) 平成29年4月1日現在 平成29年5月1日現在 その他:平成29年3月31日現在 0

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください

合

女性 ○ 男性 任期:平成 27 年 4 月 28 日 ~ 31 年 月 # 日 バ ※該当する方に○をつけてください

(女性 知 2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等 * 平成29年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、29年3月に内閣府が出援したものを掲載しています。 変更・廃止等がある場合は、該当する審議会等の備考欄にその旨記入してください。また、新たに追加された審議会等がある場合には 審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていない 委員総数 うち女性委員数 48以下の空白行に記入してください うち女性委員数 女性委員の割合 ものには番号の前の欄に×を記入してください) (人) (人) --都道府県防災会議(会長を含む) 52 5 96 都道府県防災会議(委員のみ) 51 5 9.8 1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名す 14 0 0.0 る職員 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機 2号 0 0.0 1 関の長 3号 当該都道府県の教育委員会の教育長 1 0 0.0 内 4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長 0 0.0 5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者 4 25.0 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県 訳 6号 4 0 0.0 の知事が任命する者 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又 7목 22 3 13.6 は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者 自主防災組織を構成する者又は学職経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する 8등 4 25 0 1 国土利用計画地方審議会 50.0 16 8 3 土地利用審査会 3 42 9 都道府県交通安全対策会議 18 5.6 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) × ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会) 45 40.0 18 7 精神医療審査会 17 4 23.5 8 都道府県生活衛生適正化審議会 × 9 都道府県医療審議会 20 4 20.0 10 准看護師試験委員会 4 7 57.1 11 麻薬中毒審査会 12 地方社会福祉審議会 26 11 423 13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関 8 40.0 20 国民健康保険審査会 33.3 × 15 都道府県農業共済保険審査会 16 都道府県森林審議会 12 5 417 17 都道府県建設工事紛争審査会 10 4 40.0 18 建築審査会 3 42.9 19 都道府県建築士審査会 7 3 42.9 20 都道府県都市計画審議会 17 5 29.4 21 開発審査会 3 42.9 7 22 私立学校審議会 12 6 50.0 23 石油コンビナート等防災本部 2 77 26 24 公害健康被害認定審査会 × 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 25 X について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会) 26 都道府県児童福祉審議会 27 地方港湾審議会 6 31.6 19 × 28 土地区画整理審議会 29 教科用図書選定審議会 20 11 55.0 30 介護保険審査会 20 9 45.0 都道府県固定資産評価審議会 31 10 5 50.0 32 感染症の診査に関する協議会 32 4 125 33 警察署協議会 51 114 44.7 34 土地収用事業認定審議会 60.0 5 35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会 9 4 444 36 国民保護協議会 55 7 127 地方独立行政法人評価委員会 40.0 37 5 2 38 市街地再開発審査会 39 都道府県職員委員会 X × 40 自然再生協議会 41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等) 5 60.0 3 後期高齢者医療審査会 42 44.4 43 留置施設視察委員会 25.0 4 1 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送 及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会 44 22 2 9.1 45 指定難病寒杏会 14 1 7 1 46 小児慢性特定疾病審査会 33.3 2 行政不服審査会 2 50.0 4 48 国民健康保険運営協議会 5 45.5 11 49 50 51

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	4	26.7	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	6	2	33.3	
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
	合 計	57	16	28.1	
	女性委員0の委員会数	0			